

農地中間管理事業の推進に関する 基本方針

令和5年4月
福岡県

福岡県は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等に関する基本方針を定める。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	現在 (平成 30 年度)	10 年後 (令和 10 年度)
耕地面積 (①)	81,400 ha	75,000 ha
うち担い手が利用 する面積 (②)	43,486 ha	60,000 ha
○認定農業者	34,755 ha	53,000 ha
○集落営農組織 (任意)	5,932 ha	1,000 ha
○認定就農者	741 ha	2,000 ha
○基本構想水準 到達者	2,058 ha	4,000 ha
集積率 (②/①)	53%	80%

※1 本目標については、必要に応じて見直すこととする。

※2 本県は、令和 10 年度に担い手が農地集積する面積を全耕地面積の 80%とすることを目標とする。

2 農地中間管理事業（以下、機構事業）の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

(1) 農用地の集約化

効率的かつ安定的な農業経営を営む者や認定農業者等の生産性の向上、経営の効率化や規模拡大、スマート農業機械の効果的な活用を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要であるため、「地域計画」に基づき機構事業の活用を中心に、畦畔除去等による大区画化、担い手同士の農地交換等による農用地の集約化を促進する。

なお、農用地の集約化に当たっては効率的かつ安定的な農業経営を営むため、おおよそ 1ha 以上（中山間地域及び樹園地については 0.5ha 以上）の団地となるよう推進を図る。

(2) 遊休農地の解消

再生利用が可能な場合や遊休化の解消に向けた措置の実施が期待される遊休農地について、機構事業を活用し、その解消に取り組む。

3 機構事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 農地中間管理機構（以下、機構）を担い手への農地集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消を進める中核的な事業体の一つとして位置づけ、市町村（農業委員会を含む）、農業協同組合、農業協同組合中央会、農業会議、土地改良事業団体連合会、市町村公社などと連携を密にして、担い手への農地集積・集約化に取り組む。

また、令和 10 年度に担い手の農地集積率 80%を達成するため、新たな集積面積 16,600ha のほか、集落営農組織の法人化の際、特定農作業受託からの移行が想定される 5,000ha を含め、約 22,000ha の農地を貸借により集積することが必要となる。このため機構事業の活用を一層推進し、担い手の農地集積を支援する。

・担い手の機構活用率：23%（H30）→50%

担い手が利用する面積(令和 10 年度)	(①)	60,000 ha
担い手が利用する面積(平成 30 年度)	(②)	43,486 ha
	$① - ② \div$ (③)	16,600 ha
集落営農組織が利用する面積(平成 30 年度)	(④)	5,932 ha
集落営農組織が利用する面積(令和 10 年度)	(⑤)	1,000 ha
集落営農組織の法人化に伴い作業受託から貸借に移行する面積	$④ - ⑤ \div$ (⑥)	5,000 ha
担い手に集積する面積	$③ + ⑥ \div$ (⑦)	22,000 ha
機構活用面積	$⑦ \times 50\% / 10$ 年	1,100 ha/年

- (2) 農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく「地域計画（目標地図）」の策定及びその達成に向け、各年度毎に「農地中間管理事業推進方針」を別に定め、関係機関と一体となって機構事業の活用を推進する。
- (3) 地域の担い手や新規就農者等が農用地を効率的に利用できるよう、機構事業等を活用した農地集積・集約化、基盤整備が十分に行われていない地域での農地整備を推進し、生産基盤の維持を図る。

4 機構事業の実施方法

「地域計画」に基づき実施する機構事業が効率的かつ効果的に行えるよう、機構は、市町村（農業委員会を含む）及びその能力・実績等からみて業務を適切に行えると認められる市町村公社、農業協同組合等に、適切な範囲でその同意を得て、事業の一部について業務委託を行うことを認めることとする。

なお、市町村のほか、ブロックローテーションの取組の調整等、農用地の集約化を促進する事業等を継続的に実施してきた農地利用集積円滑化団体（改正前の農業経営基盤強化促進法第 11 条の 14 に規定する農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人）に対し、農用地利用集積等促進計画の案の作成を求めることを基本とする。

5 機構事業に関する啓発普及

- (1) 地域計画の策定、基盤整備事業の実施に向けた地域の話合いや、地域の農業振興に係る協議の場等に参画し、機構事業の周知徹底を図る。
- (2) 県や農業会議、市町村、農業委員会等が実施する研修会等を活用し、機構事業による担い手への農地集積・集約化の機運向上を図るとともに、担い手の機構事業に対する理解醸成を進める。
また、農業経営を行っていない農地の所有者等に対しても、機構事業の制度を理解してもらうため、各種広報を活用して周知を図る。

6 県、市町村、機構及び関係団体等の連携及び協力

機構事業を有効に活用し、担い手への農地集積・集約化を進めることで生産性の向上、競争力の強化を図ることを目的に、県、機構、農業協同組合中央会、農業会議、土地改良事業団体連合会で構成する「県農地中間管理事業推進会議」。農林事務所、普及指導センター、機構、市町村、農業委員会、農業協同組合で構成する「地域推進会議」を設け、密接な連携・協力のもと事業の推進を図る。